※北海道公報

発行　北　海　道
編集　総務部人事局
　　法制文書課
電話　011－204－5035
FAX　011－232－1385

目　　次　　ページ

規　　則

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則……（施設運営指導課）　51
○児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則の一部を改正する規則……（障がい者保健福祉課）　53

告　　示

○道営土地改良事業変更計画の決定……（農業施設管理課）　58
○農林大臣権限に係る保安林の指定の予定……（治山課）　58
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……（治山課）　58
○海岸保全区域の指定の一部改正……（砂防災害課）　58
○都市計画の変更の決定……（都市計画課）　59
○市街地再開発組合の解散の認可……（建築指導課）　59

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る入札の公告……　59

道企業管理規程

○岩尾内発電所取水規程……　60

規　　則

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年７月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第69号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（平成18年北海道規則第84号）の一部を次のように改正する。

第１条中「指定等」の次に「並びに法第42条第１項に規定する指定事業者等及び法第51条の22第１項に規定する指定相談支援事業者の業務管理体制の届出」を加える。

第４条の見出しを「（事業所の名称等の変更等の届出）」に改める。

本則に次の２条を加える。

（業務管理体制の届出）

第７条　法第51条の２第２項若しくは第４項又は第51条の31第２項若しくは第４項の規定による届出は、別記第５号様式の障害者自立支援法に基づく業務管理体制に係る届出書（整備又は区分の変更）によってしなければならない。

（業務管理体制の届出事項の変更の届出）

第８条　法第51条の２第３項又は第51条の31第３項の規定による届出は、別記第６号様式の障害者自立支援法に基づく業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）によってしなければならない。

別記第１号様式中

「

代表者の職・氏名	職名		フリガナ 氏名	

」を

「

代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ 氏名		生年月日	年　月　日

」に改める。

別記第２号様式中「代表者の氏名及び住所」を「代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」に、「経歴及び住所」を「生年月日、住所及び経歴」に、「サービス管理責任者の氏名及び住所」を「サービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴」に改める。

別記第４号様式の次に次の２様式を加える。

別記第５号様式（第７条関係）

受付番号	

障害者自立支援法に基づく業務管理体制に係る届出書（整備又は区分の変更）

年　　月　　日

北海道知事　様

所在地
名　　称
代表者氏名　　㊞

このことについて、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号														

1　届出の内容						
	⑴　法第51条の２第２項又は第51条の31第２項関係（整備）					
	⑵　法第51条の２第４項又は第51条の31第４項関係（区分の変更）					
2　事業者	フリガナ					
	氏名（名称）					
	住所（主たる事務所の所在地）	（郵便番号　　－　　） 都道府県　　郡市区 （ビルの名称等）				
	連絡先	電話番号		ＦＡＸ番号		
	法人の種別					
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ 氏名		生年月日　年　月　日
	代表者の住所	（郵便番号　　－　　） 都道府県　　郡市区 （ビルの名称等）				
3　事業所の名称等及び所在地	事業所名称	指定年月日	事業所番号	所在地		
	計　カ所					
4　該当条文（事業者の区分）	⑴　法第51条の２（指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設の設置者）					
	⑵　法第51条の31（指定相談支援事業者）					
5　障害者自立支援法施行規則第34条の28第１項第２号から第４号まで及び第34条の62第１項第２号から第４号までに掲げる事項	第２号	法令遵守責任者の氏名（フリガナ）		生年月日 年　月　日		
	第３号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要				
	第４号	業務執行の状況の監査の方法の概要				
6　区分変更	区分変更前行政機関名称、担当部（局）課					
	事業者（法人）番号					
	区分変更の理由					
	区分変更後行政機関名称、担当部（局）課					
	区分変更日	年　月　日				

備考

1　「受付番号」及び「事業者（法人）番号」欄は、記入しないでください。

2　「届出の内容」欄は、該当する番号に○を付してください。

3　「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「株式会社」等の別を記入してください。

4　「事業所名称等及び所在地」欄は、事業所名称等を記入し、「事業所名称」欄に事業所等の合計の数を記入してください。

なお、書ききれない場合は、記入を省略し、別添資料として添付してください。

5　「該当条文（事業者の区分）」欄は、該当する番号に○を付してください。

6　「障害者自立支援法施行規則第34条の28第１項第２号から第４号まで及び第34条の62第１項第２号から第４号までに掲げる事項」欄は、事業所等数に応じ整備する業務管理体制について、該当する全ての番号に○を付してください。

なお、障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第34条の28第１項第３号及び第４号並びに第34条の62第１項第３号及び第４号に掲げる事項を届け出る場合は、次の資料を添付してください。

⑴　障害者自立支援法施行規則第34条の28第１項第３号及び第34条の62第１項第３号に掲げる事項を届け出る場合にあっては、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要が分かる書類

⑵　障害者自立支援法施行規則第34条の28第１項第４号及び第34条の62第１項第４号に掲げる事項を届け出る場合にあっては、業務執行の状況の監査の方法の概要が分かる書類

7　事業所等の指定や廃止等により、届出先区分に変更があった事業者は、区分変更前及び区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出てください。

別記第６号様式（第８条関係）

受付番号	

障害者自立支援法に基づく業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）

年　月　日

北海道知事　様

所在地
名称
代表者氏名　　㊞

このことについて、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号	

変　更　が　あ　っ　た　事　項
1　法人の種別又は名称（フリガナ）
2　主たる事務所の所在地、電話又はＦＡＸ番号
3　代表者の職名、氏名（フリガナ）及び生年月日
4　代表者の住所
5　事業所の名称等又は所在地
6　法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日
7　業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
8　業務執行の状況の監査の方法の概要

変　更　の　内　容
（変更前）
（変更後）

備考

1　「受付番号」欄は、記入しないでください。

2　「変更があった事項」欄の該当項目番号に○を付け、「変更の内容」欄に具体的に記入してください。

なお、書ききれない場合は、記入を省略し、別添資料として添付してください。

3　「５　事業所の名称等又は所在地」については、事業所等の指定や廃止等により事業所等の数に変更が生じ、法第51条の２第１項又は第51条の31第１項の規定により整備すべき業務管理体制が変更された場合にのみ届け出てください。

この場合、「変更前」欄及び「変更後」欄のそれぞれに、指定事業所等の合計の数を記入し、「変更後」欄に追加又は廃止等に係る事業所等の名称、指定年月日、事業所番号及び所在地を記入してください。

なお、書ききれない場合は、記入を省略し、別添資料として添付してください。

4　「７　業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」及び「８　業務執行の状況の監査の方法の概要」については、事業者の業務管理体制の変更を行う場合（組織の変更、規程の追加等）に届け出てください。

なお、事業所等の数の変更により、「７」又は「８」の項目の追加又は削除をする場合は、該当項目番号に○を付け、「変更後」欄にその旨を記入し、追加の場合には、別添資料として添付してください。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年７月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道規則第70号

児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則（平成18年北海道規則第134号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等の指定等に関する規則

第１条中「「法」という。）」の次に「第21条の５の３第１項に規定する指定障害児通所支援事業者（以下「指定障害児通所支援事業者」という。）及び法」を加え、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改め、「指定等」の次に「並びに法第24条の26第１項第１号に規定する指定障害児相談支援事業者の業務管理体制の届出」を加える。

第２条中「法」の次に「第21条の５の15第１項及び」を加え、「指定知的障害児施設等指定申請書」を「障害児（通所・入所）支援指定申請書」に改める。

第３条中「法」の次に「第21条の５の15第１項又は」を加え、「指定知的障害児施設等」を「指定に係る障害児通所支援事業所又は指定障害児入所施設」に改める。

第４条の見出しを「（事業所の名称等の変更等の届出）」に改め、同条中「法」の次に「第21条の５の19第１項又は」を、「による」の次に「変更の」を加え、同条に次の１項を加える。

2　法第21条の５の19第１項の規定による事業の再開の届出及び同条第２項の規定による事業の廃止又は休止の届出は、別記第３号様式の再開・廃止・休止届出書によってしなけれ

ばならない。

第６条の見出しを「（指定障害児入所施設の指定等の公示）」に改め、同条第１号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改め、同条第２号中「指定知的障害児施設等の種類、」を「指定障害児入所施設の」に改め、同条第４号中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に改め、同条を第７条とする。

第５条中「別記第３号様式」を「別記第４号様式」に改め、同条を第６条とし、第４条の次に次の１条を加える。

（指定障害児通所支援事業者の指定等の公示）

第５条　法第21条の５の24の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

⑴　指定障害児通所支援事業者（法第21条の５の19第２項の規定により事業の廃止の届出をした者及び法第21条の５の23第１項の規定により指定障害児通所支援事業者の指定を取り消された者を含む。）の名称及び主たる事務所の所在地

⑵　指定、事業の廃止又は指定の取消し（以下この条において「指定等」という。）に係る障害児通所支援の種類並びに指定等に係る障害児通所支援事業所の名称及び所在地

⑶　指定等の年月日

⑷　指定等に係る障害児通所支援事業所の事業所番号

本則に次の２条を加える。

（業務管理体制の届出）

第８条　法第21条の５の25第２項若しくは第４項（これらの規定を法第24条の19の２において準用する場合を含む。）又は第24条の38第２項若しくは第４項の規定による届出は、別記第５号様式の児童福祉法に基づく業務管理体制に係る届出書（整備又は区分の変更）によってしなければならない。

（業務管理体制の届出事項の変更の届出）

第９条　法第21条の５の25第３項（法第24条の19の２において準用する場合を含む。）又は第24条の38第３項の規定による届出は、別記第６号様式の児童福祉法に基づく業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）によってしなければならない。

別記第１号様式及び別記第２号様式を次のように改める。

別記第１号様式（第２条関係）

受付番号	

障害児（通所・入所）支援指定申請書

年　　月　　日

北海道知事　様

申請者　　所　在　地
（設置者）　名　　称　　代表者氏名　　㊞

児童福祉法に規定する障害児（通所・入所）支援に係る指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者（設置者）	フリガナ				
	名称				
	法人である場合その種別			法人所轄庁	
	主たる事務所の所在地	（郵便番号　－　）			
	連絡先	電話番号		ＦＡＸ番号	
	代表者の職・氏名・生年月日	フリガナ		職名	
		氏名		生年月日	
	代表者の住所	（郵便番号　－　）			
指定を受けようとする事業・施設の種類	フリガナ				
	事業所又は施設の名称				
	事業所又は施設の所在地	（郵便番号　－　）			
	指定を受けようとする事業・施設の種類			事業・施設の開始予定年月日	
	同一所在地において行う事業・施設の種類			事業所番号	
	備考				

備考

1　「受付番号」欄は、記入しないでください。

2　「法人である場合その種別」欄は、「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「株式会社」等の別を記入してください。

3　「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記入してください。

4　「同一所在地において行う事業・施設の種類」欄は、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて事業の種類を記載してください。

5　「事業所番号」欄は、申請を行う都道府県等において既に事業所としての指定を受け、事業所番号が付番されている場合には、その番号を記入してください。複数の事業所番号を有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記入してください。

6　その他児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）で定める必要な書類を添付してください。

別記第２号様式（第４条関係）

変　更　届　出　書

年　　月　　日

北海道知事　様

所　在　地
名　　称
代表者氏名　　㊞

児童福祉法第21条の５の19第１項（第24条の13）の規定により、指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

	事業所番号										
指定内容を変更した事業所（施設）	所　在　地										
	名　　称										
	支援の種類										

変　更　が　あ　っ　た　事　項		変更の内容
1	事業所（施設）の名称	（変更前）
2	事業所（施設）の所在地（設置の場所）	
3	申請者（設置者）の名称	
4	主たる事務所の所在地	
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
6	定款・寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）	
7	医療法第７条の許可を受けた病院であること。	
8	事業所（施設）の構造概要及び平面図並びに設備の概要	（変更後）
9	事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴	
10	事業所（施設）の児童発達支援管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	
11	運営規程	
12	障害児（入所・通所）給付費等の請求に関する事項	
13	役員の氏名、生年月日及び住所	
変　更　年　月　日		年　月　日

備考

1　該当項目番号に○を付してください。

2　変更内容が分かる書類を添付してください。

3　変更の日から10日以内に届け出てください。

4　障害児通所支援（保育所等訪問支援を除く。）の利用者の定員の増加に伴うものは、当該障害児通所支援に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付してください。

別記第３号様式中「（第５条関係）」を「（第６条関係）」に改め、同様式を別記第４号様式とし、別記第２号様式の次に次の１様式を加える。

別記第３号様式（第４条関係）

再　開・廃　止・休　止　届　出　書

年　　月　　日

北海道知事　様

所　在　地
名　　称
代表者氏名　　㊞

児童福祉法第21条の５の19第１項（第２項）の規定により、次のとおり事業の再開（廃止・休止）をしました（します）ので届け出ます。

	事業所番号	
再開（廃止・休止）した（する）事業所	名　　称	
	所　在　地	
再開・廃止・休止年　　月　　日	年　　月　　日	
廃止・休止する理由		
現に指定通所支援を受けている者に対する措置（廃止・休止をする場合のみ）		
休止予定期間	年　　月　　日～　　年　　月　　日	

備考

1　「再開・廃止・休止」のいずれかに○を付してください。

2　事業の再開に係る届出であって、当該事業に係る従業者の勤務体制及び勤務形態が休止前と異なる場合は、勤務体制及び勤務形態を記載した書類を添付してください。

3　再開したときは、10日以内に届け出てください。

4　廃止又は休止をしようとするときは、廃止又は休止の日の１月前までに届け出てください。

別記第４号様式の次に次の２様式を加える。

別記第５号様式（第８条関係）

受付番号	

児童福祉法に基づく業務管理体制に係る届出書（整備又は区分の変更）

年　　月　　日

北海道知事　様

所　在　地

名　　称

代表者氏名　　㊞

このことについて、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号	

1　届出の内容	(1)　法第21条の５の25第２項（法第24条の19の２において準用する場合を含む。）又は第24条の38第２項関係（整備）				
	(2)　法第21条の５の25第４項（法第24条の19の２において準用する場合を含む。）又は第24条の38第４項関係（区分の変更）				
2　事業者	フリガナ				
	氏名又は名称				
	住所（主たる事務所の所在地）	（郵便番号　－　） 都道府県　郡市区 （ビルの名称等）			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	法人の種別				
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名	フリガナ 氏名	生年月日	年　月　日
	代表者の住所	（郵便番号　－　） 都道府県　郡市区 （ビルの名称等）			
3　事業所名称等及び所在地	事業所名称	指定年月日	事業所番号	所在地	
	計画所				
4　該当条文（事業者の区分）	(1)　法第21条の５の25（指定障害児通所支援事業者）				
	(2)　法第24条の19の２（指定障害児入所施設の設置者）				
	(3)　法第24条の38（指定障害児相談支援事業者）				
5　児童福祉法施行規則第18条の38第１項第２号から第４号まで、第25条の23の２第１項第２号から第４号ま	第２号	法令遵守責任者の氏名（フリガナ）	生年月日		
			年　月　日		
	第３号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要			

で又は第25条の26の９第１項第２号から第４号までに掲げる事項	第４号	業務執行の状況の監査の方法の概要

６区分変更	区分変更前行政機関名称、担当部(局)課	
	事業者（法人）番号	
	区分変更の理由	
	区分変更後行政機関名称、担当部(局)課	
	区分変更日	年　月　日

備考

１　「受付番号」及び「事業者（法人）番号」欄は、記入しないでください。

２　「届出の内容」欄は、該当する番号に○を付してください。

３　「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「株式会社」等の別を記入してください。

４　「事業所名称等及び所在地」欄は、事業所名称等を記入し、「事業所名称」欄に事業所等の合計の数を記入してください。

なお、書ききれない場合は、記入を省略し、別添資料として添付してください。

５　「該当条文（事業者の区分）」欄は、該当する番号に○を付してください。

６　「児童福祉法施行規則第18条の38第１項第２号から第４号まで、第25条の23の２第１項第２号から第４号まで又は第25条の26の９第１項第２号から第４号までに掲げる事項」欄は、事業所等数に応じ整備する業務管理体制について、該当する全ての番号に○を付してください。

なお、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第18条の38第１項第３号及び第４号、第25条の23の２第１項第３号及び第４号並びに第25条の26の９第１項第３号及び第４号に掲げる事項を届け出る場合は、次の資料を添付してください。

⑴　児童福祉法施行規則第18条の38第１項第３号、第25条の23の２第１項第３号及び第25条の26の９第１項第３号に掲げる事項を届け出る場合にあっては、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要が分かる書類

⑵　児童福祉法施行規則第18条の38第１項第４号、第25条の23の２第１項第４号及び第25条の26の９第１項第４号に掲げる事項を届け出る場合にあっては、業務執行の状況の監査の方法の概要が分かる書類

７　事業所等の指定又は廃止等により、届出先区分に変更があった事業者は、区分変更前及び区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出てください。

別記第６号様式（第９条関係）

受付番号	

児童福祉法に基づく業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）

年　月　日

北海道知事　様

所在地
名称
代表者氏名　　㊞

このことについて、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号	

変更があった事項
１　法人の種別又は名称（フリガナ）
２　主たる事務所の所在地、電話又はＦＡＸ番号
３　代表者の職名、氏名（フリガナ）及び生年月日
４　代表者の住所
５　事業所名称等又は所在地
６　法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日
７　業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
８　業務執行の状況の監査の方法の概要

変更の内容
（変更前）
（変更後）

備考

1　「受付番号」欄は、記入しないでください。

2　「変更があった事項」欄の該当項目番号に○を付け、「変更の内容」欄に具体的に記入してください。

なお、書ききれない場合は、記入を省略し、別添資料として添付してください。

3　「５　事業所の名称等又は所在地」については、事業所等の指定又は廃止等により事業所等の数に変更が生じ、法第21条の５の25第２項（法第24条の19の２において準用する場合を含む。）又は第24条の38第２項の規定により整備すべき業務管理体制が変更された場合にのみ届け出てください。

この場合、「変更前」欄及び「変更後」欄のそれぞれに、指定事業所等の合計の数を記入し、「変更後」欄に追加又は廃止等に係る事業所等の名称、指定年月日、事業所番号及び所在地を記入してください。

なお、書ききれない場合は、記入を省略し、別添資料として添付してください。

4　「７　業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」及び「８　業務執行の状況の監査の方法の概要」については、事業者の業務管理体制の変更を行う場合（組織の変更、規程の追加等）に届け出てください。

なお、事業所等の数の変更により、「７」又は「８」の項目の追加又は削除をする場合は、該当項目番号に○を付け、「変更後」欄にその旨を記入し、追加の場合には、別添資料として添付してください。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　　示

北海道告示第500号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定により、道営土地改良（光進地区草地整備［担い手中核型］（区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道根室振興局に備え置いて、平成24年８月１日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成24年７月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道告示第501号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成24年７月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　保安林予定森林の所在場所　　十勝郡浦幌町字福山171の１、200の１、204、205、219、字炭山26、35

2　指　定　の　目　的　　土砂の流出の防備

3　指　定　施　業　要　件

(1)　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

字炭山26・35・字福山200の１・204（以上４筆について次の図に示す部分に限る。）、171の１、205、219

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び浦幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第502号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成24年７月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　解除予定保安林の所在場所　　積丹郡積丹町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2　保安林として指定された目的　　土砂の崩壊の防備

3　解　除　の　理　由　　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び積丹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第503号

昭和36年北海道告示第1228号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災害課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

平成24年７月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　渡島東沿岸海岸保全区域の表渡島東沿岸の⑹森海岸の森町の項海岸保全区域の欄中９の事項を10の事項とし、２の事項から８の事項までを１項ずつ繰り下げ、１の事項の次に次の１事項を加える。

2　石倉地区海岸の次の基点①と基点②を結ぶ線、基点①と補点Ａを結ぶ線、補点Ａと補点Ｂを結ぶ線及び基点②と補点Ｂを結ぶ線によって囲まれた区域

基点①　座標値Ｘ＝－204,147.392、Ｙ＝18,210.228の地点

基点②　基点①から方向角323度16分10秒の方向83.734メートルの地点

補点Ａ　基点①から方向角52度19分25秒の方向73.356メートルの地点

補点Ｂ　基点②から方向角44度37分32秒の方向55.813メートルの地点

北海道告示第504号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第１項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成24年７月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

1　都市計画の種類　　道路

2　都市計画を定めた土地の区域

種別名称	起点	終点	主な経過地
幹線街路　３・４・３号　千代田丁未線	夕張市若菜	夕張市丁未	夕張市鹿の谷３丁目

（縦覧に供する都市計画の図書のとおり）

北海道告示第505号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第45条第４項の規定により、平成24年７月24日、稚内駅前地区市街地再開発組合の解散を認可した。

平成24年７月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

総合振興局告示及び振興局告示

北海道釧路総合振興局告示第７号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年４月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年７月31日

北海道釧路総合振興局長　村　井　　悟

1　入札に付する事項

⑴　調達をする物品等の名称及び数量

ア　乗用自動車（釧路建設管理部その１）　　１台

（交換契約により乗用自動車１台を契約の相手方に供し、乗用自動車１台を当該契約の相手方から調達する。）

イ　乗用自動車（釧路建設管理部その２）　　１台

（交換契約により乗用自動車１台を契約の相手方に供し、乗用自動車１台を当該契約の相手方から調達する。）

ア及びイは、それぞれの入札とする。

⑵　調達をする物品等の仕様等　　入札説明書及び仕様書による。

⑶　納入期限　　平成24年10月31日（水）

⑷　納入場所　　入札説明書による。

2　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

⑴　平成23年北海道告示第７号及び平成24年北海道告示第９号に規定する物品の購入の資格（自動車の購入）を有すること。

⑵　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑶　暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

⑷　当該調達に関し、仕様を満たす物品の供給が可能であること。

3　条件付一般競争入札参加資格の審査

⑴　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の⑷に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申請の時期　　平成24年７月31日（火）から同年８月21日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで

イ　申請の方法　　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　　郵便番号 085－8588　釧路市浦見２丁目２番54号
北海道釧路総合振興局地域政策部総務課

⑵　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
4　契約条項を示す場所
北海道釧路総合振興局地域政策部総務課
5　入札執行の場所及び日時
⑴　入　札　場　所　釧路市浦見２丁目２番54号　北海道釧路総合振興局２階応接室（送付による場合は、郵便番号 085-8588　釧路市浦見２丁目２番54号　北海道釧路総合振興局地域政策部総務課）
⑵　入　札　日　時　平成24年８月29日（水）午前11時（送付による場合は、同月28日（火）必着）
⑶　開　札　場　所　⑴に同じ。
⑷　開　札　日　時　⑵に同じ。
6　入　札　保　証　金　平成16年北海道告示第448号の１の⑴による。
7　一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成24年５月18日付け北海道釧路総合振興局告示第１号
8　入札説明書の交付に関する事項
⑴　交　付　場　所　４に同じ。
⑵　交　付　方　法　⑴の場所で交付する。
なお、郵送による交付を希望する場合は、Ａ４判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100ｇに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
また、北海道釧路総合振興局のホームページ（http://www.kushiro.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatujyouhou.htm）においてダウンロードすることができる。
9　落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号２の⑵のア及び３の⑴による。
10　落札者と契約を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
11　そ　の　他
平成16年北海道告示第448号の４の⑵、⑹から⑻まで及び⑾から⒀までによるほか、次による。
⑴　入札に付する事項に係る自動車（道が交換により引き渡す自動車を除く。）に関し、自動車重量税を代納し、自賠責保険契約を締結し、及びリサイクル費用の預託等を代行すること。
⑵　契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア　名　称　北海道釧路総合振興局地域政策部総務課
イ　所　在　地　郵便番号 085－8588　釧路市浦見２丁目２番54号
電話番号 0154－43－9133
12　Summary
A　Nature and quantity of the products to be procured :
a　Car Quantity 1
b　Car Quantity 1
B　Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., August 29, 2012
(Mailed bids must arrive no latar than August 28, 2012)
C　Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Kushiro General Subprefectural Bureau, hokkaido Government, 2-2-54, Urami, Kushiro, Hokkaido 085-8588 Japan
Phone : 0154-43-9133

道　企　業　管　理　規　程

岩尾内発電所取水規程を次のように定める。
平成24年７月31日
北海道公営企業管理者　成　田　一　憲

北海道企業管理規程第２号

岩尾内発電所取水規程

目次
第１章　総則（第１条－第５条）
第２章　取水等の基準（第６条－第12条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、天塩川水系天塩川における水利使用（岩尾内発電所）に係る水利使用規則に基づき、岩尾内ダム（以下「ダム」という。）からの取水及び取水に伴う危害防止のため、「岩尾内ダム取水塔の管理に関する協定書」に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（取水責任者）

第２条　取水の円滑適正化を図るため、鷹泊発電管理事務所に取水責任者１名を置くものと

し、その責任者は所長とする。
2　前項の取水責任者は、部下の職員を指揮監督して、この規程に定めるところにより、取水に関する事務を誠実に行わなければならない。
3　第１項の取水責任者を定めた時は、河川管理者に届け出るものとする。
（ダム管理支所長との連係）
第３条　取水責任者は取水の運用にあたり、ダムの管理上影響を及ぼす事項については、ダム管理支所長の了解を得て行うものとする。
（取水口等の位置）
第４条　取水口及び放水口の位置は、次のとおりとする。
取水口　北海道士別市朝日町登和里3745番の３地先（岩尾内貯水池）
放水口　北海道士別市朝日町登和里3739番の４地先（天塩川左岸）
（取水施設等の諸元）
第５条　取水に関し参考となるべき事項は、次のとおりとする。
⑴　ダム
ア　型式　重力式直線溢流型コンクリートダム
イ　堤高　58.00m
ウ　堤頂長　448.00m
エ　堤体積　394.000㎥
オ　洪水吐ゲート 鋼製テンターゲート ２門（高さ14.10m×幅7.00m）
⑵　取水口
ア　型式　円形塔柱型表層取水フローティングタイプ
イ　寸法　フロート径11.00m
ウ　高さ　60.55m
⑶　発電設備
ア　型式　立軸単輪単流渦巻型カプラン水車　　１台
　　立軸回転界磁型三相交流同期発電機　１台
イ　使用水量
㈠　最大使用水量　35.00㎥／ｓ
㈡　常時使用水量　 4.29㎥／ｓ
ウ　総落差
㈠　最大総落差　45.47m
㈡　常時総落差　37.36m
エ　有効落差
㈠　最大有効落差　44.00m
㈡　常時有効落差　37.34m
オ　最大発電力　13,000ｋＷ
⑷　放水路
ア　型　式　鉄筋コンクリート造　31.095m
イ　制水門　鋼製ローラーゲート２門（高さ2.01m×幅3.53m）

第２章　取水等の基準

（取水の条件等）
第６条　取水は、ダムによる流水の貯留を利用して行うものとし、ダム使用権設定書（昭和49年５月25日付け建設省河開発第38号）に定めるところによるものとする。
（取水量の算定方法）
第７条　取水量は、これを算定すべき一定の時間における発電所の発電電力量を当該一定の時間で除して発電機出力を求め、別図第１により算定するものとする。
（取水の方法）
第８条　取水は、下流の水位に急激な変動を生じないように次によるものとし、また、ダムからの放流と発電放流との合流についても同様とする。
2　取水の開始及び終了は、入口弁操作によるものとし、水量調整については、水車ガイドベーンにより、下流の水位に急激な変動を生じないように取水する。
（放流の際に一般に周知させるための措置）
第９条　発電放流の際に一般に周知させるため、別表第１に掲げるスピーカにより、それぞれ次に掲げる時期に行うものとする。
⑴　発電所地点に設置されたスピーカによる警告にあっては、発電放流の開始約10分前に約10分間、別図第２の手順で警告を行う。
⑵　発電所地点以外の地点に設置されたスピーカによる警告にあっては、発電放流により当該地点における天塩川の水位の上昇が認められるときの約15分前から約10分間、別図第２の手順で警告を行う。
（取水の際の関係機関に対する連絡または通知）
第10条　取水責任者は、ダム管理支所長へ次の事項を連絡または通知しなければならない。
⑴　翌日の取水予定
⑵　取水予定を変更するとき
⑶　翌月の上旬、中旬、下旬に分けた取水予定
⑷　前日の実績発生電力量及び使用水量
（取水に関する記録）
第11条　取水責任者は、次に掲げる事項を毎日記録しておくものとする。
⑴　毎日の発電量及び取水量
⑵　発電の開始もしくは終了又は取水量の変更があったときはその時刻
⑶　その他、取水に関する必要な事項

（緊急時の措置）

第12条　取水責任者は、河川管理者から河川管理上緊急に必要があるものとして取水について指示があったときは、この規程の定めに関わらず、当該指示に従わなければならないものとする。

附　則

この規程は、平成24年８月１日から施行する。

別図第１（第７条）

出　力　ー　流　量　曲　線　（　Ｐ　－　Ｑ　曲　線　）

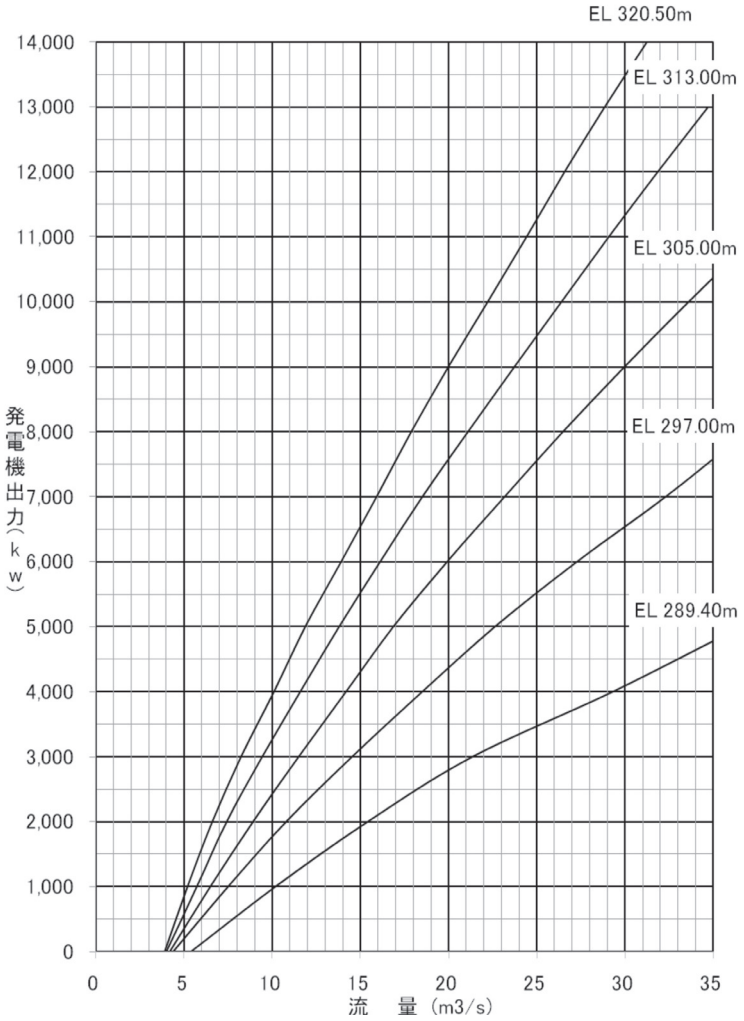

別表第１（第９条）

名　　称	設置場所	構造または能力	摘要
発電所警報局	士別市朝日町登和里 3739番地先	制御監視局 屋外スピーカ70W １台	有線
登和里放流警報局	士別市朝日町登和里 3985－１番地先	屋外スピーカ70W ２台	有線
11線放流警報局	士別市朝日町登和里 3969－10番地先	屋外スピーカ70W ２台	有線
６線放流警報局	士別市朝日町道６線 7414－８番地先	屋外スピーカ70W ２台	有線
営林署放流警報局	士別市朝日町中央朝日事業区７林班八小班	屋外スピーカ70W ２台	有線
班渓橋放流警報局	士別市上士別町南２道々上士別和寒線	屋外スピーカ70W ２台	有線
西内大部中継放流警報局	士別市上士別町22線南１号	中継警報局 屋外スピーカ70W ２台	有線
上士別18線放流警報局	士別市上士別町18線南１号	屋外スピーカ70W ２台	有線
上士別13線放流警報局	士別市上士別町13線西２号	屋外スピーカ70W ２台	有線

別図第２（第９条）

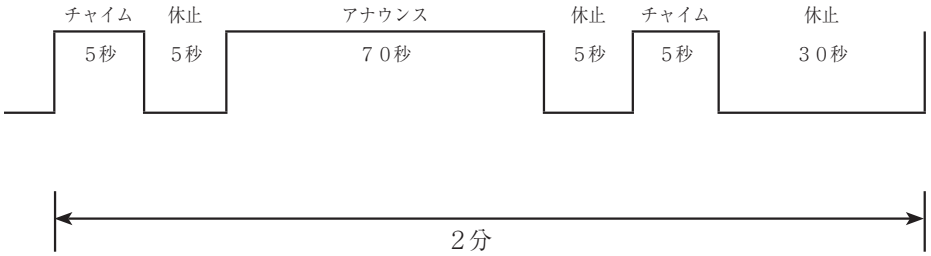

行　　程：２分×５回繰り返し（計10分）

チャイム：４打

休　　止：無音